

お訪 断問 り販 !! 売



消費者ネットワーク岐阜

このステッカーは岐阜県消費者団体等活動支援補助金を
活用し作成しています

消費者ネットワーク岐阜

訪問販売

お断り!!

ステッカー

消費者ネットワーク岐阜連絡先

〒501-0197
各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1
全岐阜県生活協同組合連合会
TEL.058-370-6867

●このステッカーは、訪問販売などの

取引の勧誘を予め断りたいと

考えている消費者の方を支援するために作成したものです。

●屋外(玄関・門・インターホンのそば)の目立ちやすい、平らな場所に貼り付けてご使用ください。

お断り!!
訪問販売



悪質なものは
110番へ
ご連絡します

消費者ネットワーク岐阜
このステッカーは岐阜県消費者生活協同組合連合会
が作成しています

～利用者の方へのアドバイス～

1 ドアをすぐに開けてはいけません。まず、「どなたですか?」「何の御用ですか?」と聞きましょう。

2 セールスのときは、「ステッカーを貼ってあります。お帰りください。」と伝えましょう。

3 知らない人、分からない用件のときは、ドアを開けない!玄関に入れない!

4 「点検」「景品のお渡し」などと本来のセールスの目的を隠す業者もいるので注意しましょう。

5 あとからセールスだと分かったときは、「いりませ
ん。お帰りください。」とはっきり伝えましょう。

6 すぐに帰ってくれないときには、警察や消費者セン
ターに通報しましょう。

7 一人で対応せず、知り合いの人にすぐに電話をして、
アドバイスしてもらおうのもよいでしょう。

訪問販売お断りステッカーによる拒否を認める条例

東京都葛飾区 葛飾区消費生活条例	東京都国分寺市 国分寺市消費生活条例	大阪府堺市 堺市消費生活条例	奈良県 奈良県消費生活条例
<p>不適正な取引行為の禁止</p> <p>商品又はサービスの販売に際し、消費者の拒絶の意思表示(訪問販売お断りのステッカーなど)により意思を表示している場合を含む。)にもかかわらず、消費者を訪問し、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>不適正な取引行為の禁止</p> <p>商品又はサービスの販売に際し、消費者の拒絶の意思表示(訪問販売お断りのステッカーなど)にもかかわらず、消費者を訪問し、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>不適正な取引行為の禁止</p> <p>消費者が住居等に貼る紙その他の方法をもって拒絶の意思を表示しているにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<p>不適正な取引行為の禁止</p> <p>消費者がはり紙による表示その他の方法により訪問販売等に係る勧誘を拒絶する意思を表明しているにもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えず、又は他の場所を訪問し、又は電話すること。</p>
<p>条例第15条1号、告示第1(1)</p>	<p>条例第12条1号、告示第1(1)</p>	<p>条例第26条1号、規則10条別表「条例第26条1号に規定する行為」の12(1)</p>	<p>条例第14条1項、告示11(2)</p>

岐阜県消費生活条例の規定

不当な取引方法の禁止

『 消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。』

(条例第16条、規則第3条1項1号、同条2項、告示一15)

【参考】 特定商取引に関する法律

『 販売業者は、訪問販売に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしてはならない。』

(法第3条の2第2項)

→ 消費者庁の見解

「 例えば、「訪問販売お断り」と記載された張り紙・シール等を貼っておくことは、意思表示の対象や内容、表示の主体や表示時期等が必ずしも明瞭でないため、特定商取引法においては、「契約を締結しない旨の意思」の表示には当たらない。」